

神奈川県立病院機構における求職者等に対するセクシャルハラスメント対策について

○ 神奈川県立病院機構(以下、「機構」といいます。)では、その職員が採用試験や病院説明会、実習等において、求職者等に対して以下のセクシュアルハラスメント行為を行ってはならないと定めています。

- (1)性的な関係を尋ねること。
- (2)性的な内容の情報又は噂を流布すること。
- (3)性的な冗談やからかいをすること。
- (4)懇親会や会食へ執拗に誘うこと。
- (5)個人的な性的体験談を話すこと。
- (6)性的な関係を強要すること。
- (7)必要なく身体を触ること。
- (8)わいせつ図画等を配布又は掲示すること。
- (9)つきまとい等をする事。
- (10)上記行為を受けた方の反応に対して、受けた方に不利益な扱いをすること。
- (11)その他上記行為に類する行為をすること。

○ 機構の職員が、採用試験や病院説明会、実習等において、求職者等に対してセクシュアルハラスメント行為を行ったことが認められた場合、厳正に対処します。

○ 機構の職員からセクシュアルハラスメントと思われる行為を受けた、または発見した場合は、次の相談窓口にご相談、ご連絡ください。

窓口にご相談、連絡したことを理由として不利益な取扱いはいたしません。

【外部通報窓口】 <https://kanagawa-pho.jp/about/reporting.html>

※求職者等:機構の求人に応募する者、機構の実施する役職員等の採用に資する活動に参加する者及び看護実習その他の実習を受ける者